

平成21年 6 月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成21年 6 月26日（金）午前 9 時30分

2 出席委員

三浦溥太郎 委員長
齋藤 道子 委員
出光 ケイ 委員
森武 洋 委員
永妻 和子 委員（教育長）

3 出席説明員

管理部長	藤田 清隆
管理部総務課長	大川 佳久
管理部学校再編担当課長	内田 康之
管理部教職員課長	高橋 淳一
管理部学校管理課長	藤田 裕行
生涯学習部長	外川 昌宏
生涯学習部生涯学習課長	永塚 高行
生涯学習部学校教育課長	中山 俊史
生涯学習部学校保健課長	飯島 幸夫
生涯学習部スポーツ課長	伊藤 学
教育研究所長	阿部 優子
生涯学習部教育情報担当課長	野間 俊行
中央図書館長	根本 博行
博物館運営課長	横山 治久
美術館運営課長	奥田 幸治

4 傍聴人 5名

5 議題及び議事の概要

委員長 開会を宣言

委員長 本日の会議録署名人に森武委員を指名した。

議案第23号及び第24号は人事案件のため秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

教育長報告

前回の定例会から本日までの報告事項

(永妻教育長)

はじめに市議会対応についてです。6月2日から10日間の会期で市議会第2回定例会が開催されました。所管であります教育経済常任委員会では、横須賀市緊急経済対策の一貫として市内業者に発注できる小中学校の小破修繕の増額補正についての審議が行われ、18日の本会議で議決をいただきました。

また6月15日には教育経済常任委員会の所管施設視察が行われ、教育委員会については市立衣笠中学校で外国人英語教諭による授業の視察が行われました。

続きまして芸術鑑賞会についてです。6月16日、17日、よこすか芸術劇場で劇団四季ミュージカル、こころの劇場による「人間になりたかった猫」の公演があり、小学校6年生の児童が鑑賞しました。

また6月22日、23日に、よこすか芸術劇場で「第14回横須賀市小学校5年生 芸術鑑賞会」を開催いたしました。指揮は飯森範親さん、演奏は神奈川フィルハーモニー管弦楽団により、行進曲「威風堂々」などが演奏されました。公演のなかでは、参加した小学生全員と神奈川フィルハーモニー管弦楽団が「ビリーブ」を共演したり、児童がオーケストラの伴奏によりまして、高らかに横須賀市歌を歌う場面もあり、大変感動いたしました。

最後に本市の新型インフルエンザに関する対応についてです。後ほど総務課長からご報告申し上げますが、市内で新型インフルエンザが発生したことはご案内のとおりです。教育委員会では今後も関係機関との情報交換を密にし、新型インフルエンザに関する対応については最大限の努力を図ってまいりたいと考えております。

私からの報告は以上です。

(質問なし)

日程第1 議案第22号『平成22年度横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者の募集及び選抜要綱制定について』

委員長 議題とすることを宣言

(学校教育課長)

それでは、議案第22号『平成22年度横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者の募集及び選抜要綱制定について』ご説明申し上げます。

これは平成22年度横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者の募集の基本方針として要綱を制定するものでございます。制度面におきまして、今年度は昨年度と変わった点はございません。全日制・定時制の募集期間、学力検査の日程、志願変更期間、二次募集の期間を定めております。なお、学力検査の期日の公表・発表は、県立高等学校を設置する神奈川県、市立高等学校を設置する横浜市、川崎市もそれぞれの教育委員会に平成22年度県立及び市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱を付議することとなっております。県と横浜・川崎・本市の3市教育委員会の議決後に、公立高等学校入学選抜日程として、記者会見を行う予定となっております。従いまして、ここでは日程等について詳しく申し上げることができませんので、ご了承ください。

以上で、『平成22年度横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者の募集及び選抜要綱制定について』の説明を終わらせていただきます。

(齋藤委員)

今年度と昨年度で、選抜の原則と方針についての変更はあるのでしょうか。

(学校教育課長)

今年度と昨年度を比較して変わった点はございません。

他に質問・討論なく、採決の結果、議案第22号は、「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

日程第4 請願第2号『平成21年予定の公立中学校用教科書採択について』

日程第5 請願第3号『望ましい歴史教科書の採択を求める要望書について』

日程第6 請願第4号『平成21年予定の公立中学校用教科書の採択について』

委員長 請願第2号から第4号は、いずれも教科書採択に関する請願のため、一括して議題とすることを宣言

書記が請願事項を朗読

委員長 関係理事者から所見の聴取

(学校教育課長)

それでは、請願第2号から第4号の教科書採択に関する請願につきまして所見を述べさせていただきます。

請願第2号の願意は、教科書採択にあたっては、教育委員会の権限と責任において採択すること、教育基本法及び学習指導要領改正の理念そしてその趣旨に照らして、最もふさわしい教科書を採択することほかでございます。

請願第3号の願意につきましては、横須賀市管内中学校各校が2010年度から使用する教科書の採択に際し、望ましい歴史認識に基づいた教科書を採用すること。偏った歴史認識に依拠する、作る会主導の歴史教科書、中学校用自由社版並びに日本教育再生機構主導の歴史教科書中学校用扶桑社を採択しないこと、教育委員会で各教科書を比較・検討する際に、教育現場の意見や保護者、学校OBらの意見を出来る限り反映することを求めたものであります。

請願第4号の願意につきましては、教科書採択にあたっては、改正教育基本法、特に第2条に定める教育の目標等を採択の観点あるいは基準として採択することを求めたものでございます。

横須賀市では、教科書を採択するに当たって、全ての教科用図書に対して、日本国憲法・教育基本法の下、学校教育法第21条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律などの法令にのっとり「平成22年度使用教科用図書採択基本方針」を4月の教育委員会で決定いたしました。

この基本方針は、「1.公正かつ適正を期し、すぐれたものを採択する。2.児童生徒及び学校、その他の特性を考慮して採択する。3.教科用図書については、調査委員会等の研究調査の結果を活用して採択する。」となっており、この方針に基づき、教育委員会の責任と権限において、最もふさわしい教科用図書を採択して参ります。

本市の教科書採択は、校長・教頭・教員のほか、保護者代表、市民代表の方によって構成される採択原案検討委員会で検討したうえで、教育委員会会議で審議をいたします。

採択における評価は、学習指導要領に定められた各教科の目標等に鑑み、教材・配列などの取扱いが適切なものであるか等、神奈川県が示している教科用図書調査研究の観点に基づいて判断していきます。

教科書採択はこれまで述べてきたように、教育委員会の責任と権限の下、検

定に合格した全ての教科書を綿密に調査研究し、学習指導要領の内容と目標に準拠した項目の評価と学校・子ども・地域の特性を配慮して、優れたものを採択するという原則を貫かなければなりません。

このことを揺るがす恐れのある、あらゆる政治的圧力や運動及び宣伝行為から独立して採択事務を進めていく所存です。以上でございます。

(出光委員)

請願を拝見させていただきまして、前回の教科書検定の時というのは、私は教育委員ではなかったのですが、テレビやニュースで拝見して、教科書というのは、皆様の注目が高いものだということは覚えておりました。そして今回教育委員という立場で臨ませていただくにあたりましては、請願された皆様、特に横須賀の方たちが、子どもの教育を熱心に見守っていただいているということには感謝をいたしながら臨みたいという所存でございます。

既に私も教育研究所に行きまして、歴史教科書のみならず、小学校から高校まで、あらゆる教科の、様々な教科書を見てまいりました。私はそのとき、現在小学生だったら、中学生だったら、あるいは高校生だったら、どんな教科書を読ませていただいて、教育を受けたら、一番向学心が芽生えるのか、あるいは自由な感性を教科書から膨らませていくことが出来るのかということ、勿論全てを一字一句というわけには、いかない部分はありますが、自分が携わった学科などを拝見しながら読ませていただいております。

忘れたくないのは、やはり学ぶのは子どもたちであって、それを指導する先生方がいて、教科書はやはり、学校教育課長からの説明にもありましたように、検定を通ったものというのは、立派な教科書として候補にあがって然りというものだと思いますし、そういった皆さんの熱い心と子どもたちの向上心・向学心・感性を育むのに一番優れたものはどれだろうと、公平な気持ちで、改めて襟を正して、臨む所存でございます。

本当に横須賀の皆さんがこれだけご注目いただいているということは、ありがたいことだと思いますので、これからもしっかりとした姿勢で教科書を読ませていただき、これからの採択にあたっていきたいと思っております。

(齋藤委員)

教科書採択で、教育委員会と我々教育委員が負っている責任というのは大変大きなものだということを自覚させていただいております。横須賀市は、採択検討委員会など組織的にしっかりと採択事務をやっていただいておりますが、我々教育委員といたしましても、出光委員もおっしゃっていたように、最終的には、我々自身がきちんと責任を持って判断すべきだということを強く感じて

おりますので、実際に我々自身も教科書を丁寧にみることで、我々自身が責任を持って判断するという方針で真摯にあたっていきたいと思っております。

(森武委員)

教育委員になりまして、初めての教科書採択の機会となり、先日展示会場に行き、今回は中学校ということで、中学校は各社、教科書が並んでいます。それだけではなくて、中学校の教科書を使う前に小学校はどうなっているのかというところもありましたので、小・中、あるいは高校を含めて、いろいろ見させていただきました。

このように請願ということで、いろいろな意見が出てくることは勿論当然のことだと思うのですけれども、横須賀市が4月に決定した方針に基づきまして、意見を参考にしながらも、我々の責任において、慎重に考えて採択していくことが重要であると考えております。

(三浦委員長)

教科書の展示は、来月の2日まで、今日を含めまして1週間あります。1回ではなかなか見きれませんので、何回も足を運んで、検討をしていく最中であり、委員の皆さんがおっしゃりましたように、教育委員としての責任で採択をしたいと思っております。勿論、基本的な方針は今までどおり、ありますので、優先していきたいと思えます。

(永妻教育長)

今、全ての委員からおっしゃられましたと同様の思いでありまして、責任をもって最もふさわしい教科書を選んでいくことが必要なことだと思っております。横須賀市の教育委員会の会議規則では、請願の取扱いにつきましては、採択・不採択という規定はございません。従いまして、請願者の方に対しましては、ただいま学校教育課長から所見の説明がありましたが、この説明をもちまして、教育委員会の所見として回答することでいかがでしょうか。

(異議なし)

委員長 学校教育課長から陳述のあった所見を教育委員会の所見とし、各請願者に書面により回答することを宣言

委員長 報告事項を聴取することを宣言

『新型インフルエンザへの対応について』

(総務課長)

「新型インフルエンザへの対応」についてご報告いたします。

新型インフルエンザにつきましては、先月、5月22日の教育委員会定例会におきまして、第1回目のご報告をいたしました。前回の報告では、対応の開始から、5月21日、京都市内で新型インフルエンザの感染が確認され、現地の学校が休校措置となったことを受け、5月22日から27日までの間、関西方面への修学旅行の出発を見合わせることにした、というところまでご報告いたしました。

本日は、第2回目の報告として、その後の状況や新たな対応について主な項目についてご報告申し上げます。お手元の資料「新型インフルエンザへの対応」に沿って、ご説明申し上げます。

はじめに、「1 修学旅行等に対する教育委員会の基本方針」ですが、国内で新型インフルエンザ患者が確認されたことを受け、5月19日に定めたものでございます。この方針のうち、「(1) 修学旅行・キャンプ等の訪問先で新型インフルエンザが発生し、現地の公立学校が休校の措置をとった場合、修学旅行・キャンプ等の校外行事は中止、または延期とする。」に基づき、本市の中学校6校の出発を見合わせたところでございます。

次に、「2 修学旅行の出発を見合わせた学校の対応」についてですが、出発を見合わせた学校は、表にあります中学校6校です。この6校では、校内の予定や旅館の空き状況等を総合的に判断し、中止ではなく、それぞれ記載の日程に延期して実施することを決定し、再度準備を進めております。なお、表の上から4番目、長沢中学校については、既に記載の日程で旅行を実施済みでございます。

次に、「3 市内での感染者の発生」についてです。先般、市内ではじめての感染者が確認されましたが、(1)に記載のとおり、市立上の台中学校の生徒でございました。(2)状況ですが、当該生徒は、発熱症状などがあったため、6月18日に市内の医院に通院いたしました。その日に行った検査の結果、新型インフルエンザに感染していることが判明し、同日夜、市民病院に入院いたしました。しかし、容態が安定していたため、6月20日には退院しまして、23日には主治医から完治の診断を受けております。(3)上の台中学校の休校措置ですが、感染の拡大を防ぐため、6月19日から25日までの7日間、臨時休業の措置を取ることと決定いたしました。なお、当該生徒のご家族に小学生がいなかったことなどから、周辺の小学校等は通常どおりとし、上の台中学校のみ臨時

休校といたしました。その後、教職員、保健所による家庭訪問等において新たな発熱等の報告がないこと、また当該生徒の家族全員、新型インフルエンザに感染していないことが確認されたため、学校医、保健所のご意見も伺ったうえで、休校期間を当初の予定から3日間短縮いたしまして、6月23日から学校を再開いたしました。再開後の上の台中学校においては、現在まで発熱による欠席者の増加などの報告はありません。

なお、各学校には、手洗い、うがいの励行など、感染予防の徹底について、再度依頼をいたしました。

以上、5月22日以降の主な対応についてご報告申し上げます。国内で確認された感染者は1,000人を超え、本市においても予断を許さない状況が続くものと思われます。引き続き、児童生徒、施設利用者の感染防止に努め、迅速、適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

(出光委員)

修学旅行に関してですが、長沢中学校は、昨日既に無事帰ってこられたということですが、これについて、皆さんが懸念されていたキャンセル料や授業日程、夏休みにかかってくるなどのことについては、どのような状況でしょうか。

(総務課長)

キャンセル料につきましては、国の補正予算のなかで、自治体が支払ってよいというような通知もきていますので、保護者にご負担をかけないように、市のほうとして対応してまいりたいと考えております。また具体的な金額等は決まっておりませんが、そのような対応を考えております。

(学校教育課長)

授業の振替等の部分についてですが、馬堀中学校と北下浦中学校がそれぞれ夏季休業期間中・秋季休業期間中にかかる日程になっております。これにつきましては、今年度から休業中に授業を出来るという規定を設けておりますので、その形とするか、それとも、振替の形で、休業と取替えとするか、今後学校と詰めていきたいと考えております。

(他に質問なし)

『千代ヶ崎砲台跡について』

(生涯学習課長)

千代ヶ崎砲台跡についてご報告いたします。千代ヶ崎砲台跡は西浦賀6丁目、史跡「燈明堂跡」の西側、東京湾を臨む丘陵上に所在します。東京湾要塞の一つとして東京湾湾口部を守るために建設された砲台で、明治25年に起工、明治28年に竣工された施設です。

戦後、この土地は民間に払い下げになりましたが、昭和35年に当時の防衛庁が土地を購入し、以来50年近くにわたり艦船への送信所として稼動してきました。

現在では、通信技術のデジタル化が進み、送受信所機能が他の場所で可能となったため、平成23年度末をもってこの施設を用途廃止とすることが防衛省において決定しております。この用途廃止計画についての連絡は、昨年(平成20年)4月に海上自衛隊横須賀地方総監部から、横須賀市にありました。

大変良い状態として残っている砲台跡であることから、海上自衛隊としても将来的に残していきたいという考えがあり、横須賀市としても保存すべき文化財であるとの認識をもっていました。

そのため、国の史跡として指定を進めていただく方向で、神奈川県教育委員会と協議し、昨年(平成20年)5月20日に現地を視察していただきました。

また、文化庁との協議を進めていくなかで、昨年(平成20年)12月16日に文化庁の調査官2名に現地を視察していただいております。

その結果「非常に状態が良く残っており、猿島砲台にも匹敵する大変貴重な遺跡で、国の史跡に指定すべき重要な近代遺跡である」との評価をいただいております。

これを踏まえまして、本年(平成21年)6月8日に開催しました文化財専門審議会においても、千代ヶ崎砲台跡を視察し、視察後の会議で、審議いただいた結果、保存すべき文化財と結論され、文化財専門審議会委員長名で教育長あて「千代ヶ崎砲台跡を重要な近代遺跡として保存すること。横須賀市が恒久的に管理し、市民等に対して公開し、十分に活用を図ること」の意見書が提出されました。

これにより、横須賀市教育委員会としては、海上自衛隊に対し、千代ヶ崎送信所の送信機能だけの最低限の解体撤去にとどめていただき、砲台跡について現状のまま保存していただくことを正式に文書で要望していきたいと考えております。

2ページ以降に参考写真をつけてありますように保存状態はよく、また、この場所は、浦賀と久里浜の中間で、東京湾を臨む高台に位置し非常に風光明媚な場所です。燈明堂跡とともに歴史や文化財散策の導線上にもあり、今後、大きな活用が見込まれます。

以上、千代ヶ崎砲台跡についての報告とさせていただきます。

(質問なし)

『学校給食検討委員会の設置等について』

(学校保健課長)

『学校給食検討委員会の設置等について』ご報告申し上げます。報告は3点でございます。

1点目は、1ページですが、学校給食検討委員会の設置につきましては、学校給食を取り巻く諸課題について、様々な角度から研究・検討を行い、今後の学校給食の充実と円滑な運営に生かすことを目的とし、本年度から立ち上げるものであります。この検討委員会は、学校長、栄養職員、教諭、保護者代表など7名で構成することとし、本年度は、年3回開催する予定です。検討内容としましては、食育の推進、地産地消の推進などでありまして、給食食器の改善についても検討してまいります。

2ページをお開きください。2点目、学校給食申込書についてですが、4月初旬に学校給食会理事長と学校長名により、給食申込及び給食費納入について確認する学校給食申込書を提出するよう保護者をお願いいたしました。5月末現在の申込書の提出状況は、記載のとおりでございます。提出率は99.7%。未提出者の主な理由は、お弁当を持ってくる児童、長期欠席者のほか、保護者が入院している、提出忘れ、保護者に書類を渡さなかったなどの理由でございます。申込書未提出者につきましては、学校で6月以降も電話連絡や保護者面接の機会を通じまして催促をしているところでございます。

次に3点目の学校給食費の未納対策についてでございますが、学校から、7月までの給食費の未納者及び学校給食申込書未提出者の情報を夏季休業日終了までに、学校給食会に提出していただきます。これは個人情報の外部提供に該当するため、横須賀市個人情報保護運営審議会に諮問したところ、6月12日付で利用承認の答申を得ております。データは給食費未納の督促事務のために利用し、漏洩事故が発生しないように管理体制を確認してまいります。給食費未納者への督促方法は、学校から7月末までに3ヶ月以上の未納者に対し、9月中旬から、学校給食会理事長名及び学校長名で督促文書を郵送いたします。さらに、納入がない場合には、学校長と相談のうえ、学校給食会が個別訪問などを実施してまいります。以上で報告を終わります。

(森武委員)

学校給食検討委員会の設置ということで、質問させていただきたいのですが、まずひとつに、目的のところに書かれている学校給食法の改正、本年4月から

施行されたということですが、その概略について。また、委員の構成のところ
に完全給食実施校とありますけれども、それは具体的にはどういうことを指す
のでしょうか。

（学校保健課長）

学校給食法の改正につきましては、これまで給食の目的というのが栄養改善
ということでしたが、食育に改正されたということです。子どもたち
の現状といたしまして、朝食を食べない・一人で食べるなど、年齢が上がると
食の回数が減る、それから生活習慣が慣れてくるといわれております。こうい
った学校給食の子どもたちに望ましい食習慣を定着させるとともに、食文化を
生きた教材として活用して、教育のなかで生かしていこうということが求めら
れております。そういうなかで食育というものに改正するということですので、
給食のあり方というのも変わってきているということで、様々な課題について
検討していきたいと考えております。

それから、完全給食実施校についてですが、完全給食を実施しているのは、
小学校と養護学校・ろう学校の計 50 校ですが、そこからの代表者ということ
です。

（齋藤委員）

2 ページのところ、未納者の情報を学校給食会に提出するという
ことで、学校給食会というのは、報告事項の 1 番目で、検討委員会とは別の組織
ということでしょうか。

（学校保健課長）

学校給食検討委員会というのは、給食のあり方を検討していくということ
で立ち上げたものです。学校給食会は、保護者から給食費をいただいて、食材の
調達を行っている団体です。

（齋藤委員）

そうしますと違う組織ということですが、検討委員会のほうに、検討内容の
4 番目に給食費問題というのが入っておりまして、これは、いわゆる食育とは
関係ないわけではないが、他の検討内容と比べてこれだけが少し異質な印象を
受けたのですが、検討委員会で検討される給食費問題というのは、具体的には
どういうことでしょうか。

（学校保健課長）

これは、給食に関する様々な課題ということで挙げておりますが、本年度4月から給食費の値上げをしております。そこで、昨年度と比べて、給食の献立についてどう変わったか、その後の状況など、また、これまで17年間改正をしなかったわけですが、今後改定が必要となる場合なども含めて検討することも出てくるのではと考えております。

(齋藤委員)

給食の内容を維持し、向上させていくためには、どうしても必要不可欠なお金の問題はここで検討するということでしょうか。

(学校保健課長)

その通りでございます。

(出光委員)

2ページの未納者の話についてですが、このような督促方法をとるという流れは大変よくわかりました。個人情報につきましても、大切に扱っていると思うのですが、本当にやむなき事情、特に子どもが、個別訪問をされたときに、友達に見られて、いじめの対象になってしまうようなことが起こらないように、子どもの立場を慮って進めていただくようお願いいたします。

(学校保健課長)

督促については、他の税金等とは違いまして、未納者には違いないのですが、督促に行っても、いきなり給食会から行くということは考えておりません。学校長と相談のうえ、子どもの家庭状況等も色々ありますので、時間帯なども配慮してまいりたいと思います。

(他に質問なし)

(委員からの質問)

(森武委員)

国から平成21年度の補正予算ということで、ICT関係やその他色々な学校関係の設備が、国の補助金・交付金の対象になるとの報道が色々されているかと思うのですが、そのあたりについて、お話いただければと思います。

(学校管理課長)

今年度、スクール・ニューディールということで、耐震・ICT・エコ改修という3つを基本とした補助制度がございます。耐震補強については、横須賀市はほぼ完了しておりますので補正は組みません。エコ改修については、今後太陽光発電や照明器具などで検討をさせていただきたいと考えております。

(教育情報担当課長)

スクール・ニューディール構想におけるICTについては、この制度を十分活用すべく、現在関係者と協議をしているところでございます。

また、内容が把握できましたら、皆様にご報告させていただきたいと思えます。

(森武委員)

今お話いただいたとおり、せっかくの機会ですので、活用できるものは活用していただき、いろいろな設備が入っていくようにしていただければと思えます。

他に質問等はなく、議案第23号及び第24号は人事案件のため秘密会とすることを宣言。関係理事者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

平成21年6月26日(金) 午前10時20分

横須賀市教育委員会

委員長 三浦 溥 太郎